

議案第41号

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年湯梨浜町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係） 【別記 1 参照】	別表第 1（第 4 条関係） 【別記 1 参照】
別表第 2（第 4 条関係） 【別記 2 参照】	別表第 2（第 4 条関係） 【別記 2 参照】
別表第 3（第 5 条関係） 【別記 3 参照】	別表第 3（第 5 条関係） 【別記 3 参照】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【別記1】

改正後

機関	事務
略	
5 町長	湯梨浜町特別医療費助成条例（平成16年湯梨浜町条例第112号）に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

改正前

機関	事務
略	
5 町長	湯梨浜町特別医療費助成条例（平成16年湯梨浜町条例第112号）に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

【別記2】

改正後

機関	事務	特定個人情報
略		
19 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務で規則で定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって規則で定めるもの

改正前

機関	事務	特定個人情報
略		
19 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

【別記3】

改正後

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務で規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務で規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

改正前

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの